
物の受渡しに関する検討

1. 物の受渡しの検討概要

検討のポイント

出頭申請においては、申請者が当該行政機関の窓口で申請書類を直接手渡し、自動車検査証等の交付を受けるが、ワンストップサービスにおいては、基本的に当該行政機関に出頭することなく手続が進められる。

しかし、申請又は交付する書類の性質上、電子化されない物(自動車検査証、ナンバープレート等)が存在するため、その物を申請者と当該行政機関の間で受渡す必要性が発生する。そのため、申請者側(申請者 行政機関)、行政機関側(行政機関 申請者)双方の受渡し方法を検討する必要がある。

物の受渡しに関する検討のポイント

- ・申請者側 … 物の受渡し先 物の受渡し手段
- ・行政機関側 … 物の受渡し先 物の受渡し手段 物の管理の委託方法

検討の方向性

	物の受渡し先	物の受渡し手段	物の管理(行政機関側のみ)
申請者側	1. 自宅から直接行政機関等に送付する。 2. 販売店等を利用する。	・ 手渡し ・自社配達 ・郵便、郵便書留 ・宅配便	1. 当該行政機関が受付、送付等の「物の管理」を行なう。 2. 「物の管理」を委託する。
行政機関側	1. 直接申請者へ送付する。 2. 適切な受託者を利用する。	等、様々な方法が考えられるが、いずれかの方法に限定することは困難であるため、実現イメージに沿った形での具体的な受渡し手段の方向性を明確化する。	

「申請者利便性」、「行政事務の効率化」、「法制度要件」等から最も有効性、効率性の高い方法を採用する。

物の受渡し方法の決定

なお、申請者の利便性を考え、検査証やナンバープレートについては、これまでの受渡し方法(郵送等)とは異なる考え方で新たな受渡し方法も検討する必要がある。

2. ワンストップサービス化後も物として残るもの

ワンストップサービス化後も物として残るものを以下の表にまとめる。

		物の種類	受渡し元	受渡し先
申請者 行政機関 (申請時)	物として残ると 考えられるもの	・旧自動車検査証 ・旧ナンバープレート ・一時抹消登録証明書 ・予備検査証 等	申請者	運輸支局等
	当面は物が残ると 考えられるもの (電子データ化 されたものは除く)	・戸籍簿謄抄本 ・自動車通関証明書 (・自賠責保険証明書) (・譲渡証明書) 等の申請事実を証する書面		運輸支局等
		・障害者手帳 ・運転免許証 等の特別な申告事実を証する書面		都道府県税事務所
行政機関 申請者 (交付時)	物として残ると 考えられるもの	・自動車検査証 ・自動車検査標章 ・ナンバープレート(+封印) ・一時抹消登録証明書 ・予備検査証 等の交付物	運輸支局等	申請者
		・自動車保管場所標章 ・保管場所標章番号通知書 等の交付物	警察署	
	当面は物と電子が併用 されると考えられるもの	・納税証明書 等の交付物	都道府県税事務所	